

人権について考えてみませんか？

12月4日(水)～12月10日(火)

人権週間

人権イメージキャラクター
人KEN まもる君と
人KEN あゆみちゃん

◇12月10日は人権デー

1948年(昭和23年)12月10日の国際連合第3回総会において、世界人権宣言が採択されました。

そして12月4日～12月10日を人権週間と定め、この期間中、人権活動を推進する諸活動を行なっています。

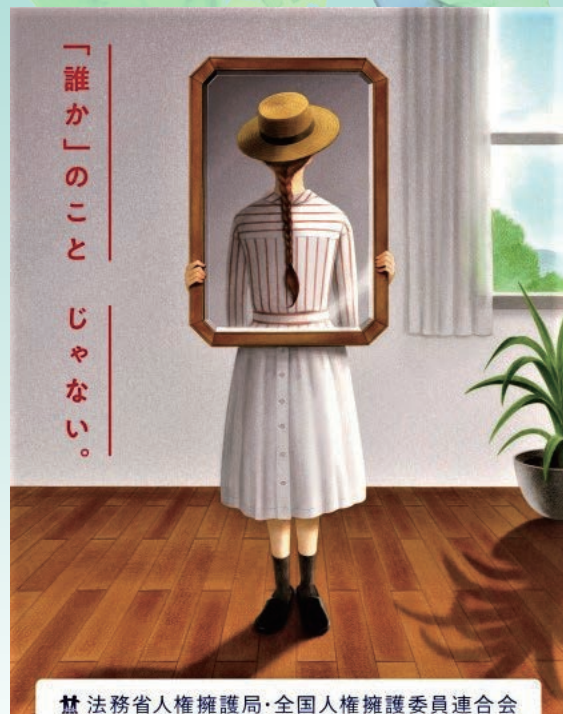
人権を尊重し合うことの大切さについて考える
1週間にしてみませんか？

◇人権啓発キャッチコピー

「誰か」のこと じゃない。

現実の社会では、いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシーの侵害、セクシャル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、沢山の人権問題が発生しています。

これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係ないこと」ではありません。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権相談をご利用ください

市では、月2回人権擁護委員による人権相談を開催しています。人権に関するトラブルや、いじめ、虐待、配偶者やパートナーからの暴力等でお悩みの方は、ご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。相談日の詳細は、市の広報紙をご確認ください。

ひとりで悩まずご相談ください！
秘密は守ります。相談は無料です。



みんなの人権110番

0570-003-110

こどもの人権110番(通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索 SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局ホームページ

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>

法務省人権擁護局

公式フェイスブック

HumanRightsBureau.MOJ



公式LINE

@JINKEN01



ミニレターへの返信

小中学生の悩みや困っていることをミニレターで相談を受付けています。
(学校で配布しています。)

必ずお返事するよ。
秘密は守るよ！





人権擁護委員



人権擁護委員は国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動しています。

あなたの街の相談パートナー

【人権擁護委員】

人見みどり
野波典子

和田克典
小貫直美

野村勉



人権擁護委員は、人権相談以外にもこんな活動をしています

作文の審査



世界の各地で起こっている戦争やSNSによる誹謗中傷など、こども達の真剣な思いを受け取りました。

こども園での人権教室



紙芝居を通して、友だちに対する思いやりや優しさなどについて、一緒に考えました。



街角での啓発活動



人権週間のチラシを街角で配りながら、市民の皆様の人権について考えてもらうきっかけとしました。



種をまこう

種をまこう 種をまこう
こころの中に種をまこう

わたしのこころ あなたにこころ
みんなのこころに 種をまこう

生まれたばかりのやわらかいこころに
「人権」という名の種をまこう

そして

「思いやり」という名の水と
「愛」という名の栄養を
たっぷりたっぷり そそいであげよう

みんなの「笑顔」という名の陽をあびて
きつと 芽が出る 花が咲く

やがて

大きな幸せの実が みのる

全国人権擁護委員連合会編集
「種をまこう」巻頭メッセージ